

公告 第842号
令和8年9月29日

オムロン健康保険組合
理事長 井川 憲一
(公印省略)

組合規約一部変更の公告

下記のとおり組合規約の一部変更がありましたので公告します。

記

「社会保険診療報酬支払基金」が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に名称を変更することに伴い、オムロン健康保険組合の規約の一部を新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から適用する。

公告期間 令和8年9月29日 ～ 令和8年10月13日

新	旧
第1条～第46条 略 (会計年度所属区分) 第47条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構)を経由するものにあつては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。)がその請求を受理した日の属する年度 第48条 略 (準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の○分の○に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金 (10)～(12) 略 第48条～第70条の3 略	第1条～第46条 略 (会計年度所属区分) 第47条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金)を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度 第48条 略 (準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の○分の○に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10)～(12) 略 第48条～第70条の3 略